

「かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業」業務委託の公募

令和元年6月12日

岩手県では、「患者のための薬局ビジョン」（以下「薬局ビジョン」という。）の推進に関して支障となっている事項の調査を行うとともに、患者ニーズの把握により、更なる薬局ビジョンの定着・促進のための方策を提案するとともに、モデル地域において関係多職種間での連携の推進等により、患者が切れ目のない薬学的管理を受けられる体制を検討するほか、県内で業務を行う薬剤師の育成・確保のための取組みにより、本県における薬局ビジョンの定着・推進を目的として、「かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業」を委託により実施します。

つきましては、本事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「参加意思確認書」により、令和元年6月14日（金）（必着）までに、下記応募先に提出して下さい。

記

1 公募に付する事項

かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業

2 応募要件

本業務委託の応募資格は次の各号の全てに該当する者であること。

ア 岩手県内に事業所を有する法人又は団体で、3に記載する業務の実施が可能なる者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 参加意思確認書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日付け出第116号）などに基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

オ エの期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

カ 岩手県県税条例（昭和29年条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

キ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は団体でないこと。

ケ 当業務の遂行に当たり、県の要請に応じ迅速かつ円滑に事務処理ができる者であること。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額

2,877千円

5 応募手続き

(1) 募集期間

令和元年6月10日(月)から令和元年6月14日(金)まで

(2) 応募手続き等

次に示す書類を岩手県保健福祉部 健康国保課まで直接持参のうえ、提出すること。

ア 提出書類

別紙様式「参加意思確認書」 1部

イ 受付曜日は月曜日～金曜日(祝祭日を除く)、受付時間は午前9時～午後5時までとする。

6 契約予定人の選定方法

要件を満たす応募者が1者の場合には、当該応募のあった者を「契約予定人」とし、複数の場合には別途選定手続きを実施します。

また、「契約予定人」となった場合は、別途見積書を提出し、県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなるので、「契約予定人」となったことによって契約を確約するものではありません。

7 応募要件の無効

応募要件を満たさない者及びその他公募の条件に違反した者の参加意思確認書は無効とします。

8 応募・照会等窓口

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部健康国保課業務担当

TEL 019-629-5467 FAX 019-629-5474